

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：平成28年11月30日（水） 午前10時30分から

場所：東広島市市民文化センター アザレアホール

<次第>

- 1 工事成績条件付一般競争入札の試行について
（平成29年6月1日以降適用開始）
- 2 総合評価落札方式一般競争入札の改正について
（平成29年5月1日以降適用開始）
- 3 低入札価格調査制度の改正について
（平成29年4月1日以降適用開始）
- 4 主任技術者等の兼務制限の緩和に伴う兼務申請手続きの一部改正について
（平成29年4月1日以降適用開始）
- 5 設計図書のホームページ掲載について
（平成29年1月1日以降適用開始）
- 6 設計図書の変更について
（平成29年4月1日以降適用開始、一部平成29年1月1日以降適用開始）
- 7 見積り合わせ制度（随意契約）の改正について
- 8 その他
 - (1) 災害時の発注について
 - (2) 維持管理業務の発注時期について
 - (3) 水道局発注の水道施設工事について
 - (4) 平成29・30年度競争入札参加資格審査申請について
- 9 質疑応答

東広島市 総務部

契約課 TEL082-420-0930

1 工事成績条件付一般競争入札の試行(平成29年度の方針)について

1 趣旨

工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札は、平成29年度も引き続き試行します。

2 改正内容

試行件数を増加します。

試行件数の変更点

年度	選 定 方 法
平成28年度	実施目標：各ランク8件程度(各ランク各町(※1)1件以内)とします。
平成29年度	<u>実施目標：各ランク9件～27件程度</u> <u>(各ランク、各町(※1)ごとに1件以上3件以内)</u> とします。 注1 対象工事がない場合もあります。 注2 発注の多い施工箇所(町※1)は、最大各ランク各町3件までとなります。

※ 具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページの別紙「工事成績条件付一般競争入札について」のとおりです。

3 適用日

平成29年6月1日以降に公告する案件から適用します。
(平成28年度の工事成績評定点が平成29年6月1日以降に発表されるため。)

※1 町とは西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

4 その他

設定要件である、平均工事成績評定点の見直しを検討しています。
土木一式工事に加え、舗装工事も工事成績条件付一般競争入札の試行対象とすることを検討しています。(どちらも平成30年度以降の試行を検討)

工事成績条件付一般競争入札について

(1) 試行対象

試行対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

参加可能ランク	設 計 金 額
A	平成29年4月1日施行予定の東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

(2) 設定要件等

設定要件は次に掲げるとおりとし、平成26年度～28年度の3か年の工事成績評定点を使用します。

設 定 要 件
自社の土木一式工事の平均工事成績評定点が、65点以上の者 (ただし、平成26年度～28年度の工事成績評定点が1件以上3件未満の場合には、3件に不足する件数分1件当たり65点の仮点を付与した上での平均点(概算点)が65点以上の者)

施行により入札に参加できない者は、次のいずれかに該当する者となります。 ※1

- ア 新規業者
- イ 平成26年度～28年度の平均工事成績評定点が65点未満の者 ※2
- ウ 平成26年度～28年度に一度も工事成績評定を受けていない者
(新規業者と同じ扱いとなります。)

※1 入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効となりますので、ご注意ください。

※2 平成26年度～28年度の工事成績評定平均点は、平成29年6月以降に、平成26年度～28年度に工事成績評定対象工事を1件以上受注した全者に対して、検査課から通知します。
その際、対象受注工事が3件未満の場合には、3件に不足する件数分1件当たり65点の仮点を付与した上での平均点(概算点)を通知します。

2 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

1 趣旨

評価項目等を改正し、価格と品質で総合的に優れた調達の一層の推進を図ります。

2 評価項目等の改正点

(1) 受注件数の制限について

総合評価落札方式により落札した工事の手持ち件数は、3件を限度とします。

※件数は、原則開札日の前日の状況とします。ただし、開札日以降に工期の終期が到来する工事であっても完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合は、件数には含まないものとします。

※件数には、落札候補者となった工事を含むものとします。したがって、件数3件を超える者が、落札候補者となった場合は、当該入札を無効とします。なお、この場合においては、指名除外等ペナルティーの対象外とします。

※落札決定は、開札日時の早いものから行います。

(2) 災害時応急対策活動等について

平成26年度から平成29年度に一般競争入札又は公開見積り合わせにより実施した災害復旧工事の応札実績	
応札実績を6回以上有する者	1点
応札実績を3回以上有する者	0.5点
災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結	0.25点

※公開見積り合わせは、平成28年度から実施しています。

(3) その他評価対象年度の改正

地域貢献の実績など評価の対象とする年度を改正します。

3 発注対象工事

(1) 簡易Ⅱ型（工事实績を中心とした評価項目を設定し評価するもの。）

発注時に課題があると認めたものを対象とします。

工種は土木一式、舗装工事等での発注を予定しています。

(2) 簡易Ⅰ型（簡易な施工計画を問うもの。）

特に技術的課題があると認めたものを対象とします。工種は限定しません。

平成28年度から施工計画のみを評価項目とする改正を行いました。

(3) 注意事項

平成28年度建設工事の発注見通し（4月1日公表）から、総合評価落札方式での発注予定案件の入札方法は「一般」と表示しています（「総合」との区分表示はいたしません。）

4 適用日

平成29年5月1日以降に公告する案件から適用します。

平成29年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		得点	市内本店のみ	市外参加可
	区分	評価内容			
Ⅰ型	1. 施工計画	(1) 施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)	△ (選択)
		(2) 工期設定の適切性	2点	△ (選択)	△ (選択)
		(3) 施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)	△ (1項目以上選択)
		(4) 品質の確認方法、管理方法の適切性			
	小 計			6～10点	6～10点
合 計(Ⅰ型)				6～10点	6～10点

	評価項目		得点	土木一式		舗装	
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可
Ⅱ型	2. 企業の施工能力	(1) 同種・類似工事の施工実績 ※1	2点	○	○	○	○
		(2) 工事成績評定点(H26～H28の平均) ※2	2点	○	—	○	—
		小 計		4点	2点	4点	2点
	3. 配置予定技術者の能力	(1) 主任(監理)技術者の保有する資格(専門資格を含む) ※3	1点	○	○	○	○
		(2) 主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無 ※1	1点	○	○	○	○
		(3) 施工経験工事の従事形態 ※4	1点	○	○	○	○
		(4) 継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
		(5) 若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用 ※5	1点	○	○	○	○
		小 計		5点	5点	5点	5点
	4. 地域の精通性	(1) 地域内における本店の有無	0.5点	—	○	—	○
		小 計		—	0.5点	—	0.5点
	5. 地域貢献の実績	(1) 災害時応急対策活動等	1点	○	—	△ (協定締結のみ0.25点)	—
		(2) 広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制度)における平成28年度活動実績の有無	0.25点	○	○	○	○
		(3) 東広島市公園里親制度における平成28年度活動実績の有無	0.5点	○	○	○	○
		小 計		1.75点	0.75点	1.0点	0.75点
	6. 社会貢献度	(1) 障害者雇用の状況 ※6	0.25点	○	○	○	○
		小 計		0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
	合 計(Ⅱ型)			11点	8.5点	10.25点	8.5点

※1 平成14年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 平成26年度から平成28年度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、平成29年5月31日以前に公告を行う案件は平成25年度から平成27年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点85点以上	2.0
平均工事成績評定点65点～85点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※4 3(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※5 平成28年度からの新設項目である。

※6 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること)にある場合に評価の対象とする。

3 低入札価格調査制度の改正について

1 趣旨

適正な競争と工事品質を確保する観点から、低入札価格調査制度を改正します。

2 改正内容

(1) 適用対象を拡大します。

適用対象工事を、全工事において請負対象設計金額 1. 5 億円以上（税込）とします。

（現行：土木一式・建築一式工事／請負対象設計金額 5 億円（税込）以上

：電気・管等設備工事 ／請負対象設計金額 2. 5 億円（税込）以上）

(2) 契約後の取り扱い

新規に適用対象とする部分の契約後の措置を次の通り改正します。

区分		変更前	変更後	
適用対象工事 (請負対象設計金額 [税込])	土木一式工事 建築一式工事	5 億円以上	5 億円以上	1. 5 億円以上 5 億円未満
	電気・管等 設備工事	2. 5 億円以上	2. 5 億円以上	1. 5 億円以上 2. 5 億円未満
拡大範囲		—	—	新規適用
施工体制調査		重点対象工事	同左	同左
瑕疵担保責任 (通常 2 年 (木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあっては 1 年))		4 年 (木造の建築物等の建設工事及び設備工事等の場合にあっては、2 年) 以内	同左	同左
加配する補助者		1 名専任配置	同左	原則、配置不要
契約保証金の額 (通常、請負契約金額 10 分の 1 以上)		請負契約金額の 10 分の 3 以上	同左	請負契約金額の 10 分の 1 以上
契約解除の違約金 (受注者の責によるもの) (通常、請負契約金額 10 分の 1)		請負契約金額の 10 分の 3	同左	請負契約金額の 10 分の 1
前払金の額 (通常、請負契約金額 10 分の 4 以内)		請負契約金額 (注 1) の 10 分の 2 以内	同左	請負契約金額 (注 1) の 10 分の 4 以内 (注 2)

※注 1 債務負担による複数年契約の場合、前払金についての特段の条件を仕様書に規定していない場合は、通常、請負契約金額を各年度の出来高予定額と読み替えます。

※注 2 既に低入札価格調査対象制度の対象工事を低入札により落札し契約中の受注者が、再度低入札により落札した場合、その工事については請負契約金額の 10 分の 2 以内とします。

3 適用日

平成 29 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用します。

4 主任技術者等の兼務制限の緩和に伴う兼務申請手続きの一部改正について

1 趣旨

入札参加者の事務負担軽減を図るため、1号工事など技術者の専任配置を条件とする工事（総合評価落札方式によるものを除く。）における主任技術者等の兼務を認める場合の事例を公表するとともに、入札時における兼務申請の手続き方法及び様式を変更します。

2 改正内容

（1）手続きの改正

【想定事例】

ケース 1

すでに他の工事現場に専任の主任技術者として配置されている者を専任の主任技術者の配置を求める工事の入札の配置予定技術者とする場合

ケース 2

同日開札予定である2件の専任の主任技術者の配置を求める工事の入札において、同一の主任技術者を配置予定技術者とする場合

現行	改正
① <u>事前に発注担当課に対して兼務申請を行う。</u> ②落札候補者となった場合、事後審査における資格要件確認書類として、 <u>双方の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写し</u> を提出する。 ③事後審査において、通常の審査に加えて、 <u>兼務の承認を確認</u> した上で、落札決定を行う。	① <u>事前の兼務申請を不要とする。</u> ②落札候補者となった場合、事後審査における資格要件確認書類として、 <u>(新) 兼務申請書を契約課に提出する。</u> ③事後審査において、通常の審査に加えて、 <u>兼務の申請要件に該当する場合に限り</u> 落札決定を行う。※1

※1 兼務の承認手続きは、契約後に、発注担当課で行います。兼務の申請要件に該当していたものの発注者側に正当な理由があり、兼務申請が非承認となった場合は、配置予定技術者の変更を認めるものとします。

（2）申請様式の一部改正

現場代理人兼務申請書（様式第1号）に添付する理由書の様式を新設します。

（3）兼務を認める場合の事例を公表します。

別紙 専任の主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和に係る取り扱いについて

3 適用日

平成29年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します。

専任の主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和に係る取り扱いについて

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用可能な工事であって、東広島市が、専任の主任技術者又は現場代理人の兼務を認める場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 密接な関係のある工事の範囲

（１）「工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」

- ア 同一箇所における道路改良工事と上下水道工事
- イ 同一箇所における建築工事と解体工事
- ウ 連続する河川（本・支川）における工事
- エ 同一区画整理地内での造成工事、道路改良工事、上下水道工事
- オ 工区を分割した同一工種の工事（1工区、2工区）
- ※ 工種が同一である必要はない。
- ※ 発注者が同一である必要はない。
- ※ 諸経費調整を行うことと専任の主任技術者の兼務には、直接的な関係はない。

（２）「施工にあたり相互に調整を要する工事」

- ア 資材の相当部分の調達を一括で行う工事
- イ 工事の相当部分を同一の下請業者で施工する工事
- ウ 工事間で土砂等を流用する工事
- エ 工事用道路を共用する工事
- オ 同時に複数箇所で交通規制を行う工事
- ※ 「相当部分」とは、金額又は量の50%以上とする。

2 工事場所間の距離の算定方法

距離の算定は、最も近接する施工箇所を距離算定の基礎とすることができるものとする。

工事場所間を直線で結んだ距離を基準に判断するものとするが、極端な迂回が生じる等現場間の移動が容易ではない場合には適用しないものとする。

3 適用期間以前に発注した工事に係る取り扱い

兼務の申請をすることができる工事は、適用日（平成28年4月1日）以降に、公告、指名又は見積依頼した工事とする。

【参考】

《建設業法（昭和24年法律第100号抜粋）》

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

4～5 （略）

《建設業法施行令（昭和31年政令第273号抜粋）》

（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

第二十七条 [法第二十六条第三項](#)の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であり、工事一件の請負代金の額が二千五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、五千万円）以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第十五条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
- 三 （略）

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

【国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知（平成26年2月3日国土建第272号抜粋）】

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。）

（1）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

（2）（1）の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

（3）（1）及び（2）の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが重要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

現場代理人兼務申請書

平成 年 月 日

(発 注 者) 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

次の工事について、現場代理人の兼務を申請します。

なお、当該申請の内容は事実と相違ないことを確約します。

【申請対象工事】

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
配置予定の現場代理人氏名 (生 年 月 日)	
工 期	
工 事 概 要	

【兼務対象工事】

発 注 機 関 名	
工 事 名	
工 事 場 所	
従 事 役 職	現場代理人・主任技術者・その他 ()
請 負 金 額	
工 期	
工 事 概 要	
直 線 距 離	

- (注) 1 従事役職は、該当するものを○で囲む（その他については、具体的な役職名を記入する）こと。
 2 兼務対象工事が複数ある場合は、別紙に全ての工事の状況について記載すること。
 3 兼務を希望する対象工事の位置関係（距離等）が把握できる位置図を提出すること。

【現場代理人連絡先】

携帯電話等の番号：_____

理由書

密接な関係とする理由		詳細		
1 密接な関係のある工事の範囲	① 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事	ア 同一箇所における道路改良工事と上下水道工事	1つ目の工事 (道路改良)	工事名 発注者 契約日 工 期
			2つ目の工事 (上下水道)	工事名 発注者 契約日 工 期
		イ 同一箇所における建築工事と解体工事	建築工事	工事名 発注者 契約日 工 期
			解体工事	工事名 発注者 契約日 工 期
		ウ 連続する河川 (本・支川)における工事	河川工事	対象河川 工事名 発注者 契約日 工 期
			河川工事	対象河川 工事名 発注者 契約日 工 期
	② 工事の連続性がある工事	エ 同一区画整理地内での造成工事、道路改良工事、上下水道工事	区画整理地名	
			造成工事	工事名 発注者 契約日 工 期
			道路改良工事	工事名 発注者 契約日 工 期
			上下水道工事	工事名 発注者 契約日 工 期
		オ 工区を分割した同一工種の工事（1工区、2工区）	1工区	工事名 発注者 契約日 工 期
			2工区	工事名 発注者 契約日 工 期
※ 工種が同一である必要はない。発注者が同一である必要はない。 ※ 諸経費調整を行うことと専任の主任技術者の兼務には、直接的な関係はない。				

密接な関係とする理由			詳細	
1 密接な関係のある工事の範囲	② 施工にあたり相互に調整を要する工事	ア 資材の相当部分の調達を一括で行う工事	1つ目の工事	工事名 発注者 契約日 工 期 資材調達先
			2つ目の工事	工事名 発注者 契約日 工 期 資材調達先
		イ 工事の相当部分を同一の下請業者で施工する工事	1つ目の工事	工事名 発注者 契約日 工 期 下請け業者
			2つ目の工事	工事名 発注者 契約日 工 期 下請け業者
		ウ 工事間で土砂等を流用する工事	流用土砂の概要 量	
			1つ目の工事	工事名 発注者 契約日 工 期
	2つ目の工事		工事名 発注者 契約日 工 期	
	エ 工事用道路を共用する工事	共用道路		
		1つ目の工事	工事名 発注者 契約日 工 期	
		2つ目の工事	工事名 発注者 契約日 工 期	
	オ 同時に複数箇所で交通規制を行う工事	交通規制の概要		
		1つ目の工事	工事名 発注者 契約日 工 期	
2つ目の工事		工事名 発注者 契約日 工 期		
※ 「相当部分」とは、金額又は量の50%以上とする。				

東広島市発注工事に係る配置技術者等の取り扱いについて

別表

新たな職種 	
---	--

（注 1）

現場代理人配置特例

- 次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。ただし、一円の地域を対象とする工事（工事場所を「〇〇一円」とする工事）は除く。
 - 兼務する工事の請負代金額が全て 3,500 万円（建築一式工事にあつては、7,000 万円）未満であること（ただし、入札公告において技術者を施工現場に専任で配置するとしたものは条件を満たさないものとする。）。
 - 兼務する工事が東広島市又は広島県の発注であること。
 - 兼務する工事件数が本件工事を含め 5 件（災害復旧工事を除く）以内であること。
 - 兼務する工事の全ての工事現場が同一町内であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で 5km 以内であること。
 - 兼務する工事が広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者である広島県が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
 - 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- 本工事の附帯工事の特命随意契約による場合は、本工事の現場代理人が附帯工事の現場代理人を兼ねることができる。
- 請負代金額 500 万円未満の維持修繕工事及び災害復旧工事については、同一町内における工事に限り、数に制限無く現場代理人を兼ねることができる。ただし、500 万円以上（建築一式も同様）の工事を 1 つでも担任（現場代理人又は主任（監理）技術者）している場合は適用しない。

（注 2）

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項が適用可能な工事であつて、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあつては、次の条件をいずれも満たす場合は、主任技術者の兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。

- 兼務する工事が公共工事であること。

- ② 兼務する工事の工事場所が東広島市内で密接な関係（注3）があり、相互の間隔が10km以内であること。
- ③ 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ④ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

（注3）

密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

（注4）

工事場所が10km以内で密接な関係（注3）のある他の公共工事（建設業法施行令第27条第2項が適用される工事として、同一の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。

- ① 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ② 兼務する工事場所が東広島市内であること。
- ③ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- ④ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

5 設計図書のホームページ掲載について

1 趣旨

建設工事（維持管理業務を含む。）に係る入札の設計図書をホームページに掲載します。

2 内容

平成29年1月以降に公告する建設工事（維持管理業務を含む。）の入札に係る設計図書は、原則ホームページに掲載します。設計図書の閲覧方法及び閲覧期間は、公告において定めます。

なお、大容量のデータのため設計図書をホームページに掲載しない場合等、案件ごとに設計図書の閲覧方法を個別公告に定める場合があります。

入札における設計図書のホームページ掲載の実施状況

建設工事	コンサル等業務
<u>平成29年1月から試行</u>	平成28年1月から実施中

設計図書閲覧方法に関する取扱いの変更点

	改正前	改正後
閲覧方法	入札参加資格者が複写指定店で購入	ホームページで閲覧
閲覧者	入札参加資格者のみ	入札参加資格者に限らない
閲覧期間	設計図書購入申込期間に設計図書を購入	入札日まで
入札参加条件	設計図書購入者に限る	なし ※設計図書閲覧は必須

※なお、平成28年12月1日から東広島市公式ホームページのURLが変更となります。

（新）<http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>

（旧）<http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/>

3 適用日

平成29年1月1日以降に公告又は指名する案件から適用します。

6 設計図書の変更について

1 趣旨

設計図書の構成及び書式を一部変更します。

2 変更内容

設計図書の構成の変更点は次の通りです。

	改 正 前	改 正 後
契約用設計図書		
閲覧用設計図書		

※1 工種により一部適用できないものもありますので留意してください。

※2 積算適用世代、単価区分、積算条件、諸経費情報。

※3 契約用設計図書の工事費内訳書と様式は同じですが、内容に契約条件とならないが市の積算情報となる事項（バックホウの種類等）を補記しています。

※4 工事で、積算世代表で判別できないため特筆しておく必要があるものに限りします。

3 適用日

平成29年4月1日以降に公告又は指名する案件から適用します。

ただし、年間維持管理業務等一部の契約は、平成29年1月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します。

本 工 事 費 内 訳 書

設計書サンプル（現行）

費目・工種・種別・細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路改良	式				
		1			
道路土工	式				
		1			
掘削工	式				
		1			
掘削	式				
		1			
掘削 土砂 オープンカット	m3				
		1,000			
残土処理工	式				
		1			
土砂等運搬	式				
		1			
土砂等運搬 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 標準	m3				
		1,000			
残土等処分	式				
		1			

- 1 -

本 工 事 費 内 訳 書

設計書サンプル（現行）

費目・工種・種別・細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
受入費(リサイクルプラント) 砂・砂質土・礫質土	m3				
		1,000			
法面工	式				
		1			
植生工	式				
		1			
種子散布	式				
		1			
種子散布工	m2				
		1,000			
排水構造物工	式				
		1			
集水樹・マンホール工	式				
		1			
集水樹	式				
		1			
現場打ち集水樹	箇所				
		10			

- 2 -

工事数量総括表

頁0-0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
道路改良		式		1	レベル1
道路土工		式		1	レベル2
掘削工		式		1	レベル3
掘削	【土質, 施工方法, 押土の有無】	m3		1,000	レベル4
土砂等運搬	【障害の有無, 施工数量】	m3		1,000	レベル4
残土処理工		式		1	レベル3
残土等処分		m3		1,000	レベル4
法面工		式		1	レベル2
植生工		式		1	レベル3
種子散布	【種子規格, 肥料の有無, 施工規模】	m2		1,000	レベル4
排水構造物工		式		1	レベル2
集水樹・マンホール工		式		1	レベル3
現場打ち集水樹	【集水樹・街渠樹種類, Co規格】	箇所		10	レベル4
全工種共通仮設	【法面作業補正】				
仮設工		式		1	レベル1
砂防仮締切工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3

広島県土木協会

工事数量総括表

頁0-0002

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
交通誘導警備員		人		50	レベル4
※※直接工事費※※					
共通仮設費率分					
※※共通仮設費計※※					
※※純工事費※※					
現場管理費					
※※工事原価※※					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
※※工事価格※※					
※※消費税相当額※※					
※※工事費計※※					
※※契約保証費計※※					

広島県土木協会

7 見積り合わせ制度（随意契約）の改正について

1 趣旨

災害その他の理由により、緊急性が高く、入札を行う時間的な余裕がない場合は、入札を行わず、見積もり合わせによる随意契約を行います。

見積書の提出を求める場合、見積書の提出方法の利便性を高めます。

また、新たな手法として、公開見積り合わせ制度の運用を開始しています。

2 内容

（1）見積書の提出方法

随意契約の見積もり徴収については、郵送による提出も可能にします。

また、今後、環境（システムの検証、制度の改正）が整い次第、電子入札システムによる見積もり合わせを試行していく予定です。

（2）公開見積り合わせ制度の運用

災害等が広範囲に多発した場合など、複数の建設工事等を多数、見積もり合わせ（随意契約）により発注する必要がある場合に、競争見積りに換え、公開見積り合わせ制度を適用します。

※ 随意契約の種類

競争見積	通常、複数の業者に見積書の提出を依頼し、契約する方法
特命随意契約	市が特定した1者に見積書の提出を依頼し、契約する方法
公開見積り合わせ	災害が多発したときなど、対象地区の全業者に案件をお知らせし、見積書の提出を求め、契約する方法

3 適用日

郵送見積の開始

平成29年4月1日以降に見積依頼する案件から適用します。

※平成29年4月1日以前に見積依頼する案件に適用する場合は、個別に案内させていただきます。

電子入札システムを利用した見積書の提出

平成29年4月以降で環境が整い次第実施します。

公開見積り合わせ制度の運用

平成28年10月1日より試行中です。

公開見積り合わせ、及び災害対応に関する資料

1 郵便による見積書提出方法（予定）

(1) 提出期限と郵便の到着

見積書の提出期限までに、市契約課に届いた見積書を有効とします。

郵送方法（通常郵便、速達、書留等及び信書便）の取扱い等については3月の説明会で詳細をお知らせします。

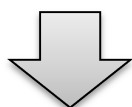
(2) 提出方法

見積書

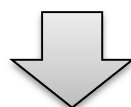
積算内訳書

提出前の要チェック

- ☐ 押印（使用印鑑届に押印した印）
- ☐ 見積書記載金額＝積算内訳書の合計額
- ☐ 積算内訳書の割り印（全ページ）
- ☐ 日付（提出日）
- ☐ 所在地・名称
代表者職氏名
（入札参加資格登録又は受任者）



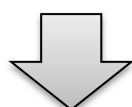
封筒 1



封筒 2

見積書を封入する封筒の作成例

積算内訳書を封入する封筒の作成例



見積書と積算内訳書を1つの封筒に入れ、郵送で提出

	〒739-8601 東広島市役所 総務部 契約課 御中	東広島市西条栄町8番29号
送付者 住所 会社名	裏面可	

2 電子入札システムによる見積書提出

電子入札システムに搭載されている随意契約機能を使用します。

運用を開始する際は、説明書をホームページに掲載します。

3 見積り合わせ（随意契約）の種類と「公開見積り合わせ」制度の概要

（1）制度の種類

「公開見積り合わせ」制度は、一般競争入札にきわめて類似した手法です。

	競争見積	特命随意契約	公開見積り合わせ
見積の相手方	原則3者程度 （必要に応じて相当数）を市が特定し、個別に見積書の提出を依頼します。	市が特定した1者 に、見積書の提出を依頼します。	町該当や市内本店等の条件 を提示し、契約を希望する者から見積書の提出を求める方法。
見積依頼	FAXにより見積書の提出を依頼	FAXにより見積書の提出を依頼	FAXにより公開見積り合わせの実施をお知らせ
見積書の提出	持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送
	郵送は、見積書提出期限までに到達するものに限り ※将来的に、電子入札システムによる運用を検討しています。		
質問期間	原則設定しません ※大きな案件等、設定する場合があります。	設定しません	設定します。 （質問書提出期間及び回答期限は、「お知らせ」に記載します）
回答書の閲覧期間及び方法	回答がある場合は、個別に全見積依頼者にFAXで通知します。		東広島市ホームページに掲載します。
辞退届	必要です	必要です	不要です
見積願末（見積結果）の公表	電話等で連絡します。	電話等で連絡します。	東広島市ホームページに掲載します。

(2) 災害時の発注の取扱いと公開見積り制度の関係

緊急性の高い初期対応	・年間維持管理業務での対応 ・災害協定業者等との特命随意契約
入札・見積徴取を行う時間的余裕があるもの	・条件付一般競争入札 ・競争見積による随意契約 ・ <u>公開見積り合わせによる随意契約</u> ※複数の建設工事等を発注する場合 必要がある場合

(3) 公開見積り合わせの実施を、対象業者にお知らせする方法

災害発生地区（原則町該当、不調の場合全市）の業者へFAXにより「お知らせ」を送信します。

福富町・豊栄町・河内町で災害が発生した場合は、どの町で発生した災害であっても、原則この3町の業者へ「お知らせ」を送信する予定としています。

(4) 公開見積り合わせの設計図書等に関する質問・回答の方法

質問期間、回答期間は、「お知らせ」に記載して示します。

回答書の東広島市ホームページ掲載場所

東広島市トップページ > 組織でさがす > 契約課

> 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（随意契約見積依頼）

(5) その他

- ① 公開見積り合わせの手法により、災害復旧工事の見積書を提出したときは、本市の総合評価落札方式の評価項目「災害対応活動の有無」における「災害復旧工事の応札実績」としての評価の対象とします。
- ② 災害復旧工事の場合であって、公開見積り合わせの結果不調となった案件については、災害協定締結業者と特命随意契約の方法により契約締結を行うことも有ります。

公開見積り合わせ（建設工事等）に関する注意事項

東 広 島 市
(総務部契約課)

1 定義

この注意事項における公開見積り合わせとは、見積の相手方を特定せず、見積り合わせを行う案件を一定期間公開し、あらかじめ定める参加資格を有する者の中で見積りへの参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方等を決定する契約手続きをいう。

2 対象

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）を対象とする。

3 見積書の作成

- (1) 見積書記載金額は、消費税を除くものとする。
- (2) 工事（業務）名を記載した封筒に入れ、見積書を提出するものとする。
- (3) 予定価格を事前公表している場合は再度見積は行わないこととし、見積金額の積算内訳書を添付することとする。割印を欠く積算内訳書が提出された場合は、見積を無効とする。

4 見積書の提出方法

契約課に直接持参し、又は郵送（見積書提出期限までに到達するものに限る）して行うものとする。

5 設計図書等の質問回答

質問書提出期間及び回答期限を設定する場合は、「お知らせ」に記載して示すものとする。

6 回答書の閲覧期間及び方法

回答期間は、「お知らせ」に記載して示すものとし、東広島市ホームページに掲載するものとする。

※東広島市ホームページ掲載場所

東広島市トップページ > 組織でさがす > 契約課
> 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（随意契約見積依頼）

7 辞退届の提出方法

辞退届の提出は不要とする。

8 見積額末書（見積結果）の公表

契約課窓口及び東広島市ホームページに掲載するものとする。

※東広島市ホームページ掲載場所

東広島市トップページ > 組織でさがす > 契約課
> 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（随意契約見積依頼）

9 その他

災害復旧工事の見積書を提出したときは、本市の総合評価落札方式の評価項目「災害対応活動の有無」における「災害復旧工事の応札実績」としての評価の対象とする。

8 その他

(1) 災害時の発注について

災害復旧工事や協定等による緊急時の物資の調達など、やむを得ない場合に、災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結している者と概算数量発注方式（※）により概算契約を行う場合があります。

※「概算数量発注方式」とは、当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後、工事現場での取合い等を精査の上、設計数量の確定を協議書又は打合せ簿で行い、契約変更を行うものをいいます。

(2) 維持管理業務の発注時期について

平成 29 年度の維持管理業務の発注は、平成 29 年 1 月から公告する予定です。

(3) 水道局発注の水道施設工事について

平成 29 年度から配水管布設工事、配水管布設替工事については、入札参加資格の認定業種を次のとおり変更する予定です。

	東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種
平成 28 年度	水道施設工事
平成 29 年度	水道施設工事かつ土木一式工事

(4) 平成 29・30 年度競争入札参加資格審査申請について

ア 発注者別評価項目の追加について

事業者の社会貢献への取組を評価するため、建設工事の入札参加資格認定に係る発注者別評価項目として、消防団協力事業所の認定に関する事項を追加します。

イ 認定時期について

認定通知予定：平成 29 年 4 月 1 日